「高崎藩町奉行からみた高崎宿・倉賀野宿」

#### (史料編)

者等此二出向ヒ応対スル也、故ニ土人ハ本陣ト呼 ヲ構へ、諸侯、城下ヲ経過セラルヽ時ハ、城主ノ使 終ニ城下ニ本陣ヲ置レズ、サレドモ今猶玄関座敷 城主ヨリモ、倉賀野ニ本陣アレバ事足ルベシトテ、 也、其後今ノ年寄福田某カ先祖、世々本陣ヲツト 名モ、休泊セラレシトナリ、因テ本陣トハ呼シト 敷地モ広ク大ナル家造リモアリシ故、往来ノ諸大 此町ハ昔ヨリ、駅馬ニアラズ、又客舎モナケレ共、 メ来リシヲ、 一】寛政二年 数度火災ニ遭テ家作モ漸ク少ク、且 川野辺寛「高崎志」

> 売人参宿借り候ハヽ、 節又候五人組へ相断可申事 シ可申候、然共五人組へは相断逗留仕 其様子見届ケ心次第宿借 罷帰候

倉賀野町ニ而旅人泊り候ハヽ、 附 日分ため置書付町奉行・郡奉行方へ可指出候事 惣而疑敷者ニハ一夜之宿ニ而も借し申間敷 或者二日分 三

一旅人相煩候者又ハ酒酔有之ハ、名主・組 置、本腹之後、右之品々可渡遣、煩おもきにをい 所持之品々相改、 ては可申出事 在所・ 仮名承届ケ、 介抱いた 頭立

合

他所ゟ手負之者来節は、 委細遂吟味可申出事 名主・ 組頭立合介抱致

(後略)

## 【史料二】松平輝貞御条目

々従 仰出候御法度之旨、 仰出候御条目之趣、 堅相守可申事 自今以

(中略)

捨馬之儀、 申出事 れ馬牛有之ハ名主・組頭立合大切養置、 御高札之通急度相守可申侯、 自然放 早速可

可相断事 馬牛調候者慥成請人を立、 名主・ 五. 人組 =

御制禁之通、 馬之筋のベ申間敷事

及申、 候衆有之ハ、昼夜・風雨をいとわす、人馬無滞出 御朱印伝馬并往来之次 シ可申侯、 伝馬宿之外たりといふとも、 若囚人通候者無油断人馬を出大切ニ 人馬、先規ゟ勤来候衆不 御用二而通

往来之対旅人ニ不作法成儀仕間敷候事

可仕事

商売人与不相見者泊り候ハヽ、其趣五人組へ相 旨町奉行・郡奉行方へ可申達事 旅人泊り候者、 翌日逗留於仕者名主・五人組立合、 翌日書付町奉行方へ可指出候、 吟味上其

座候得者、

町奉行掛りニ御座候

【史料三】寛政六年二月 高崎領代官勤め方覚書

御通り之節之事

御通之節平掃除之儀、 村・上佐野村・下佐野村・下之城村右六ケ村地先 り倉賀野入口迄、新後閑村・下和田村・和田多中 榎村・赤坂村地先ニ而掃除仕候、新喜町出口よ 盤町出口より上豊岡村御境迄、三豊岡村・下並 二構無之持場有之人足差出道掃除仕候 郡奉行ゟ相達候得者、

**倉賀野出口ゟ江戸街道・日光道共・御領分境迄** 掃除之儀、栗崎村・中里

野宿問屋共ゟ相触候事 村・御他領谷中村・台新田村、 右四ケ村者、 倉 賀

道普請之儀者、 少々之道繕并緑芝切等者、 ゟ申付候、 並木通左右之土手、山方持場ニ而、 候、両宿二而道普請出来兼候時分、相願候而村々 有之、或者御役人足ニ差継被下候儀も御座候事 寄人足出し候事も有之候、右之節麦被下候儀も 往還道者宿方持場二而、 高崎・倉賀の両宿之持場ニ御座 掃除場村方ニ而仕候 掃除等山方 非常之儀御

重キ御通之節、 配御代官見分仕手入申付候、 往還通村方家居見苦敷所者、支 貧窮人自力ニ出来

人立不仕候様、兼而申触候事不礼等無之様精々可申付旨、并御通行筋田畑江重キ御通之節、助郷ニ出候人足見苦儀無之、且難仕者ハ、吟味之上申上、繕入用被下候事

つるし不申候様申付候事一右之節往還通百姓家、沓・草履、其外見苦敷もの

且手札御通方ゟ相渡候事若党・鑓・挟箱・合羽籠、御貸馬片口ニ而罷出候、方ゟ御達有之候節者、羽織立付ニ而罷出候、尤一重キ御通之節、両御境江御代官被出候様、御通

二而罷出候事

### (後略)

「十六」諸侯方御通取計之事【史料四】高崎藩町方式

番江も其段書付差出候事候へハ、御通方月番之者江書付を以申通、御月諸侯方御先触到来、両宿問屋共書付を以申出し

候事では、御通方通達之通、留役・町同心夫々差出之次第御通方通達之通、留役・町同心夫々差出行之節ハ御使者取次所片隠ニ詰居、其外御馳走行之節ハ御使者取次所片隠ニ詰居、其外御馳走を御方様御通方通達之通、留役・町同心夫々差出

屋共廻状江奉行致奥印候事両宿囲人馬ニ而不相済、村々助郷触候節ハ、問

遣方等相改候事一助郷人馬寄候節ハ、助郷改方差出、着到并宿方・

## 【史料五】高崎藩町方式

「十八」両宿之者江御条目為読聞候事

屋共宅ニおいて為読聞候、尤留役同心・御足軽一御条目、毎年八月奉行壱人・御目付壱人相越、問

目付傍ニ並居、物書之物読候事

書印形いたし差出候事一御法度之御条目聴聞奉畏候旨、両宿共ニ役人請

【史料六】高崎藩町方式

「四十」両町口御番所

一両町御番所、御者頭持ニ而相勤申候

明和四亥年申上留左之通

承伝罷在候旨、町役人申聞候和馬守様御代寛文十戌年右辻番所御座候処、安藤御座候御番所之向通リニ辻番所御座候処、安藤御座候御番所之向通リニ辻番所御座候処、安藤新田町・赤坂町両町御番所之義、往古ゟ只今迄新田町・赤坂町両町御番所之義、

(中略)

羽織袴着下座仕候
御足軽壱人罷出候義も御座候、尤番人下座仕候、御足軽壱人罷出候義も御座候、尤番人下座仕候、一重キ御通之節、平日之通ニ而小頭并御足軽御相印

一両番所共二、夜中不寝番仕候

(後略)

【史料七】高崎藩町方式

「五十六」倉賀野宿飯売女之事

人ツヽ差置候様被仰出候一明和七寅年十月右ゟ相願候処、宿並之通壱軒弐

明和七年申渡候趣

仕間敷候事 旅人之外、武士方并御領分町在之者一切止宿為

間敷候事一旅人体之者ニ而も様子不審成者ニハ、一切宿仕

候者有之者、相断可申候事附が旅人川支等ニ而逗留ハ格別、其外逗留品

諸商物直段、高直二仕間敷候事

り物仕間敷候事一旅人ハ不及申、其外ニ而も少々之間たりとも預

一三笠博奕等、弥堅相守可申候事

若旅人之内不慮之喧嘩・口論有之ハ 早速取押可申候、 養育可仕候事 病人等有之ハ、 早速療治を加 、双方共ニ

### 【史料八】高崎藩町方式

「十」旅人病死之節取計方之事

断之事 壱人旅人病死之節ハ、検使御代官・御徒士目付 親類相越見届之上、無相違死骸引受度願候ハヽ、 証文為取替引渡最寄寺院江葬度相願候節も、同 所生相知候者者、 来者無之節ハ、建札為引其段御月番江申上候事、 留役物書・町同心差遣、見分之上所生不相知者 三日晒置仮埋申付建札致し、六ケ月相立尋 早速在所江及通達先方役人・

同道有之節ハ、同道之者ゟ町役人迄書付為差出、 届御徒士目付・御足軽目付・町同心差遣候事 子細無之節ハ、 願通其所寺院江為取置、尤為見

但 行所江訴候、 壱人旅人於往還筋病死之節ハ、道中御奉 同道有之節ハ、 訴二不及事

(後略)

### 【史料九】高崎藩町方式

「八」出火之節取計方之事

町方出火之節、 方及差図候事 当番之同心早速火元江駆着、

子相尋、 月番之奉行手付召連、早速火元江相越防方及下 消火之節火元并近家之者所役人等出火之様 場所留為致、火元慎申付引取候事

非番之奉行追手前へ出居、 城内江火消人足繰入之儀、 火事之様子ニ寄、 及差図候事

(中略)

火元之者入寺之定

棟不落程之軽義者 五. 日

壱軒焼ハ 十五日

類焼拾軒以下 三十月

類焼拾軒以上ハ 五十月

七十

大火之節

御中陰中、 或 ハ訳有之時節 白 ハ、

等重申付

候例も有之

寺院・社人・山伏茂、慎之日数同列之事 但 二慎可罷在旨申付候事 後家火元之節者不致入寺、 親類・組合之方

(中略)

往還筋出火之節ハ、道中御奉行所江宿役人注進 状差出候事

十】高崎藩郡方方式

(前略)

四十  $\dot{\underline{\phantom{a}}}$ 御老中様方節取計之事

御通行前、道橋手入・掃除等入念申付

筋見分致候事 前日ニ相成、御用掛御側人・町奉行・郡奉行御道

佀. 者ハ御手当被下、 百姓家見苦敷候得共、自分二手入成兼候 様二為直候事 且垣根等も見苦敷無之

両町 ニ而罷出候事 口外江町奉行・郡奉行之内壱人宛、 麻上下

但 役名名前認候手札懐中、 候事 且夜に入候ハヽ、 御紋付台桃灯弐張ツ、出 御通之節持鑓伏、

高崎倉賀野町内者、御先払対御合印羽織袴小頭 壱人・町同心弐人宛之

但 野間対之御合印羽織股引米見弐人宛御先払之事 桃灯為持可申候 御先乗之先見合払可申候、 夜中ニ候ハヽ、

ケ、 右御先払之者、 又ハ笠ぬかせ、 他所往来之者片付罷在候様声懸 馬上之者下り 候様可申付

両御領分境江御代官壱人宛手付 米見壱人召連

候事

但 代官羽織立付、 鑓為持、 米見御合印羽

野間海道横道有之候所江 村役人壱人 百姓壱

人宛差出候事

# 【史料十一】「高崎藩町奉行日記」

#### (前略)

有之ハ見計通可申段廻状出スに通御通筋市立候義ハ不相成候義并ニ町々入口江候通御通筋市立候義ハ不相成候義并ニ町々入口江候通御通筋市立候義ハ不相成候義并ニ町々入口江伊豆守様当廿日御通行之処、市日ニ付兼而被仰出

#### (後略)

# 【史料十二】「高崎藩町奉行日記」

#### (二月)

#### (四日)

差上ルを以軒数・町長サ・人馬怪我無之義等、今夜書付を以軒数・町長サ・人馬怪我無之義等、今夜書付を以軒数・町長サ・人馬怪我無之義等、今夜書付を以前中御奉行所へ致注

然之段被仰候間申付ル
評義致、其段御月番へ伺候処随分其通ニ申付可見苦敷義ニ付、宿役人へ申付囲之義為致可然と火元助右衛門方者入寺ニ付其義無之処、往還通ともハ往還通之事ニ付、銘々表囲も出来候処、明後日加州公御通行之処、倉ケ野宿出火類焼人

#### 五日

仰付被下度よし願出間、郡奉行へも申談承届ル付・仮小屋いたし候間御役御免、夫たけ助郷被日々御役有之、灰片付・仮小屋等致候ニ付甚難

#### (七日)

義不念至極奉恐入候、以上
・共砌申上候上可罷越之処其義無御座、私月番之時、共復注進有之同所出火にて三拾軒余類焼も有之候薄下火ニ相成候様子ニ付見合罷越不申候、然ル処薄に進有之同所出火にて三拾軒余類焼も有之候連は進有之同所出火にて三拾軒余類焼も有之候連にが、右体之義ニ付下火之様子ニ相成候迚も其砌申上候上可罷越之処其義無御座、私月番之も其砌申上候上可罷越之処其義無御座、私月番之も其砌申上候上可罷越之処其義無御座、私月番之

# 【史料十三】「高崎藩町奉行日記」

#### (十五日)

三郎并ニ組合へ預ケ申付置候、相手四人之方三 之よし申之候得共、疑敷義ニ付京蔵手鎖ニて与 本町はたこや与三郎方ニ同道四人ニて泊候武 申出間、三人ハ勝手次第出立致候様申付候 付同心共差遣為尋候処、逃去候壱人ハ何方之者 右旅人とも留置候よしニ付、京蔵疑敷相聞候ニ 之所ゟ出家根伝ニ逃去候事ニも可有之趣届申出、 候間、裏表ともニ〆り等相改候処、 榛沢郡大草栄之丞様御知行所大谷村助八と申者 人ハ湯元へ出立致度よし、助八義居残居候趣ニ 二候哉、途中ゟ同道致候得者前後一向不存候者 京蔵同道之壱人夜中逃去候様子ニて相見へ不申 代官所西岡新田村京蔵と申者弐人連ニて泊候処 同夜外ニ同道弐人当国邑楽郡山中太郎兵衛様御 所持之金子弐両ト銭三百文、昨夜中紛失致候処、 し候様子無之二階之窓格子壱本外シ有之候、右 人出入いた

### (十七日)

二存候よしにて、宗八江為路用金子少々合力致高、在所へ飛脚差遣させ候処、右村方ゟ村役人蔵、在所へ飛脚差遣させ候処、右村方ゟ村役人蔵、在所へ飛脚差遣させ候処、右村方ゟ村役人本町はたこや与三郎方ニ差留置候西岡新田村京本町はたこや与三郎方ニ差留置候西岡新田村京

## 【史料十四】「高崎藩町奉行日記

### 六月十四日)

当十一日倉ケ野宿はたこや弥吉方へ一宿致候旅 無之何とそ早速出立致度趣申之、則一札差置出 様子ニて脇さし壱腰印籠壱ツ紛失致候よし、尤 国元へ罷帰候由ニて一宿致候処、 越名村音右衛門同道三人、当国草津入湯いた 然ル所ニ全く盗賊入候様子ニ存裏木戸脇荒垣破 さし壱腰〆七品、 候処、同夜盗賊入候様子ニて所持之衣類其外脇 国伊香保へ入湯致候よしニて右弥吉方へ一宿致 立致候よし届出候ニ付、 所々尋候得共相見へ不申、東ノ方輪錠押はつし て何とそ出立致度段申之、申分無之趣之一札差 ・夜同所はたこや又兵衛方ニて、下野国安蘇郡 出立候よし届申出候ニ付、 其上木戸輪錠外レ戸明有之、致方も無之趣ニ 下総国葛飾郡流山村庄左衛門同道六人、当 全く盗賊之仕業ニ可有之と存候間 外ニ下帯二筋紛失致候よし、 写致申上ル 写致例之通申上ル 同夜盗賊入候 申分 l

## 【史料十五】「高崎藩町奉行日記

### (六月二十二日)

一同評儀之上、已来取締方之儀、早々申出候様締不宜他所へ之聞もいかゝニ付、はたこやとも有之候ニ付、此間中役人とも迄及沙汰、一体取近頃倉ケ野宿於旅籠や旅人所持之品度々紛失物

表ゟ声 書付相添出候ニ付、已後弛無之様ニ申付ニ申付 共ゟ宿内町内□□ともへ手当致、是又宿内外、 且又是迄宿入用ニ取立候飯うり女刎銭を以役人 後毎夜四人ツゝ組合不絶はたこや仲間起廻り仕、 承届 森林迄も度々夜中為相廻、已来無懈様ニ可致よ 内外度々為廻悪党立入不申候様ニ可致候よし、 取極、今上はたこやともゟ□□共へ手当致、宿 はたこや并ニ廻り番之者ゟ過料取立候趣ニ申合 盗難有之候ハゝ右仲間兼而申合相互ニやと致候 仲間凡四十軒余有之候ニ付、 二申付候処、得と相談致候之処、当時 しを以、はたこやとも出候書付写致、役人とも ノ委細書取を以今日御月番へも申上候事 かけ油断無之様ニ申通、其上ニても万一 右之者共 申合、已 はたこや

# 【史料十六】「高崎藩町奉行日記」

火方盜賊改池田雅次郎様御組高村源右衛門外ニ 質物ニいたし候趣ニて書付遣候間、 門方へ衣類質物ニ遣候処、其後請戻度よしニ付 も尋有之処、同人義忠蔵と申ものニ被頼又右衛 送り質ニ遣候処、其後半五郎請戻之義申聞候間、 代蔵・治右衛門方ニて被盗取候品々ニ符合いた 六ケ所程盗二入、品々盗取侯旨申立侯由、段々 来ル廿日迄ニ雅次郎様御役所迄品請取として惣 右衛門も呼出尋有之、倉ケ野宿被盗人とも江ハ、 参候よし、右懸合ニ付八郎兵衛并ニ南町質や孫 よし、右之縁を以其以後も八郎兵衛方質物致 蔵へ遣候よし、 又右衛門方へかけ合候処、当所八郎兵衛方送り 八郎兵衛方へ書付添遣為請候趣申立、半五郎 五郎と申者名前ニて質入ニいたし有之、又右衛 尋有之候処、三左衛門・直右衛門・善吾・源蔵・ 宿忠蔵と申ものゝ由、 壱人、倉ケ野宿へ盗賊壱人召連、武州金久保無 し、右品之内倉ケ野宿質や又右衛門方へ同所半 へも尋有之処、当所新町三きや八郎兵衛方へ 人罷出候樣二申渡、 江も、 廿日迄ニ御役所へ罷出候様ニ申 八郎兵衛方へ忠蔵致持参請出 今七月已来倉ケ野宿ニて 其書付ヲ忠 候  $\sim$ 

請書取候よし、右之趣書付を以申上候

## 【史料十七】「高崎藩町奉行日記

### (十月十五日)

## 【史料十八】「高崎藩町奉行日記」

### (四月二十二日)

之由、当巳三十四才二相成候由申立ル 之由、当巳三十四才二相成候由申立ル 之由、当巳三十四才二相成候由申立ル 之由、当巳三十四才二相成候由申立ル 之由、当巳三十四才二相成候由申立ル 之由、当巳三十四才二相成候由申立ル 之由、当巳三十四才二相成候由申立ル 之由、当巳三十四才二相成候由申立ル

### (四月二十七日)

新町はたこや江御用やと之義ニハ候へとも、病精が関係的、今朝差立候、,江戸之方へ罷越候よし、路銀壱銭も無之趣ニ付、六郎殿へも御内意申上、路銀壱銭も無之趣ニ付、六郎殿へも御内意申上、路銀壱銭も無之趣ニ付、六郎殿へも御内意申上、勇吉義、快方ニ罷成候ニ付致出立度よし願候処、勇吉義、快方ニ罷成候ニ付致出立度よし願候処、

下候義も申談、切手出ス外ニ先例有之昼夜看病人壱人も付置候義ニ付、外ニ先例有之昼夜看病人壱人も付置候義ニ付、外ニ先例有之昼夜看病人壱人も付置候義ニ付、外ニを受している。

# 【史料十九】「高崎藩町奉行日記」

### (六月八日)

### (六月十六日)

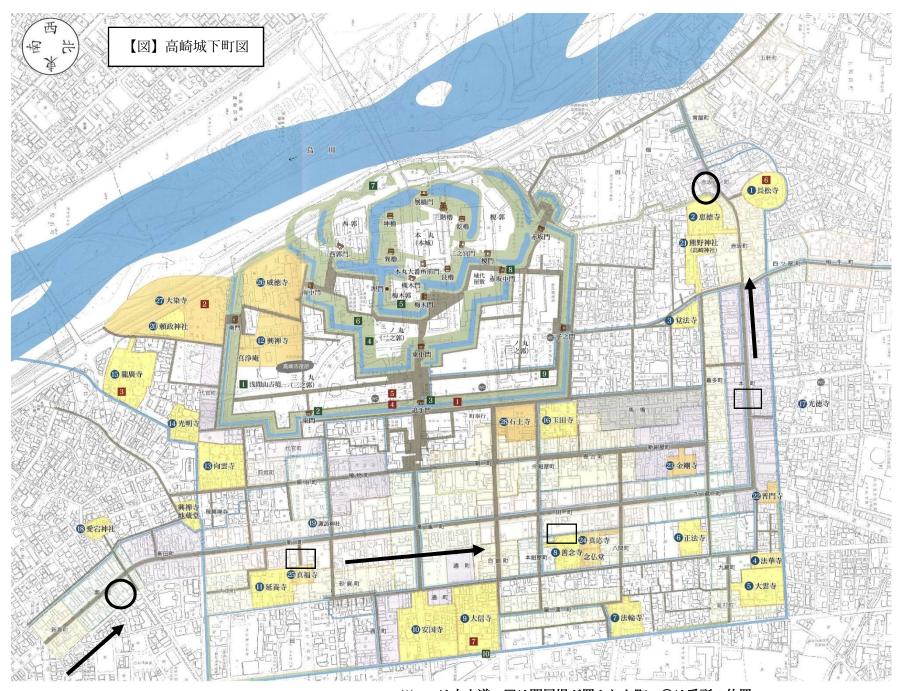
先頃御達有之候新町若松や磯右衛門と申も 居候処、 之由、然ル処廿ケ年已前之宗門帳有之候へとも 磯右衛門と致改名候よし、右之もの義、身持不 之由、此間書付差出候間、為念惣町へも廻状出 親類も一向無之、 有之哉、其節相勤候役人とも不罷在、取計候当 名前除キ有之、 届有之五日限り尋申付、其後永尋ニ申付候もの 埒ニて廿八才ニて安永五申年欠落いたし、其節 已前迄若松屋権八と申者有之、はたこや渡世致 銘々町ゟ書付を以申出、然ル処新町ニ廿三四 を以申上ル 時役人弁無之趣ニ申出、尤当時親兄弟ハ勿論諸 し、若可有之哉と糺候処、惣町ニも無之よし、 同町ニ当時右之通成家名・名前之もの 右之者悴ニ太四郎と申もの有之、 左候へ 家屋敷も無之由、 ハ除帳ニ相成候者ニも可 右之趣書付 其後  $\mathcal{O}$ 

#### 【表 1】

			and the same
	高崎藩歴代藩主	**** F50	T == ()(4m)
藩主	期。間(西	曆)	石高(当初)
初代井伊直政	慶長3年~慶長5年	(1598~1600)	120,000石
城番 諏訪 頼水	慶長5年~慶長6年	(1600~1601)	-
2代 酒井家次	慶長9年~元和2年	(1604~1616)	50,000石
3代 松平(戸田)康長	元和2年~元和3年	(1616~1617)	50,000石
4代 松平(藤井)信吉	元和3年~元和5年	(1617~1619)	50,000石
5代 安藤 重信	元和5年~元和7年	(1619~1621)	56,600石
6代 重長	元和7年~明暦3年	(1621~1657)	56,600石
7代 重博	明暦3年~元禄8年	(1657~1695)	60,000石
8代 松平(大河内)輝貞	元禄8年~宝永7年	(1695~1710)	52,000石
9代 間部詮房	宝永7年~享保2年	(1710~1717)	50,000石
10代 松平(大河内)輝 貞	享保2年~延享2年	(1717~1745)	72,000石
11代 輝規	延享2年~寬延2年	(1745~1749)	72,000石
12代 輝高	寛延2年~天明元年	(1749~1781)	72,000石
13代 輝和	天明元年~寛政12年	(1781~1800)	82,000石
14代 輝延	寛政12年~文政8年	(1800~1825)	82,000石
15代 輝承	文政8年~天保10年	(1825~1839)	82,000石
16代 輝 徳	天保10年~天保11年	(1839~1840)	82,000石
17代 輝充	天保11年~弘化3年	(1840~1846)	82,000石
18代 輝 聴	弘化3年~万延元年	(1846~1860)	82,000石
19代 輝聲	万延元年~明治2年	(1860~1869)	82,000石
Marine 1	DEG MAN	新編高崎市史通史編3 年	年表を参考に作製)

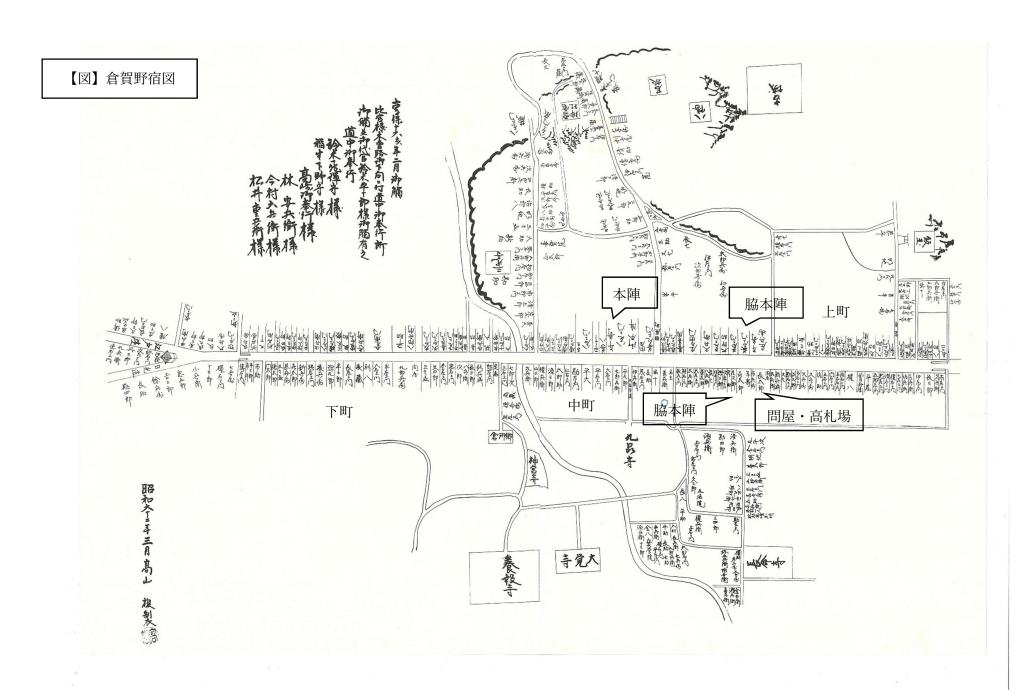
# (一月二十五日) 【史料二十】「高崎藩町奉行日記」

				寬政4年
Я	氏名	領地	行程	対応
閏2月	松浦壱岐守	肥前平戸	江戸→国元	(3月2日条に通行の記載あり)
3月	板倉肥前守	上野安中	江戸→国元	(3月9日に先触の記載あり) ※3月18日~5月19日まで原本欠落
4月	松平加賀守	加賀金沢	国元→江戸	(3月9日に先触の記載あり) 6月21日御下賜金あり
5月	松平能登守	美濃岩村	在所→江戸	28日、御目通へ拙者罷出候
	土井能登守	越前大野		
	本多豊後守	信濃飯山	在所→江戸	29日、拙者町屋片かけへ罷出ル
	牧野周防守	信濃小諸	1.1.	、御目通へ拙者罷出候、右征
6月	諏訪因幡守	信濃高島	在所→江戸	1日、町屋片かけへ拙者罷出候、右御通之義御月番へ申上ル
	<b>永井日向守</b>	摂津高槻	江戸→国元	
	小笠原相模守	越前勝山	国元→江戸	6日、前文日向守様と御同刻限ニも相成可申御泊割ニ付、昨日御通方へ差合可申趣申遺候   〒ジャンカニア相模守様御涌ン方ハ相小得候よし,之事 - 拙老器出不申候
		棋 当 回 田	## → : `   □	> l'
	2. X	i i	i i	行之義例之通申上ル
	堀左京亮	越後村松	江戸→在所	、御通被
7月	松平伊賀守	信濃上田	江戸→在所	並御通、拙者罷出ル
	真田豊後守	信濃松代	江戸→在所	4日、並御通、(下河辺)三郎右衛門罷出ル
	松平河内守	信濃松本	江戸→在所	4日、並御通、御目通拙者罷出ル
				19日、倉資野宿泊まりの予定→ 1 往還見分本陣見分旁拙者八ツ時過ゟ籠越ス」 26日、右宿へ昼八ツ時過ゟ拙者罷越、例之通宿内見廻ル、並国主御通之節之通之御取計之
	松平豊後守	薩摩鹿児島	国元→江戸	中、収力家「19~1919年19メポウベ中、春八ノ時期19月17日 全人中、月月八早日は(1月)  三郎右衛門罷出ル
	h 計	/ <u>-</u> :#:\#:\#		職等、往還筋差障り二も可相成哉と祭礼 ・
8.H	堀内蔵頭	信濃須抜		8日、並御通、(下河辺)三郎右衛門罷出ル、御使者無之
HOI	掘入威與	信濃須坂	在所→江戸	3日、亚御通、片かけへ抵者出ル、倉ケ野御汨乙事
	松平伊豆守	三河吉田	江戸→京都	老中→本文別掲
1	1	À1	Ì	
i A	氏名	領地		対応(仮)
1月	於平出卿守	越中富山	江戸→国元	舎ケ野御泊ニ付、暮時前ゟ拙者泊りニ罷越候 
3月	板倉伊予守	上野安中	江戸→在所	- 4
i	松平豊前守	丹波亀山	在所→江戸	
4月	松半相模守	内階馬取	<b></b> 五元→江戸	2日、
	松平加賀守	加賀金沢	江戸→在所	4
				義為致可然と評義致 (後略)
	内藤美濃守	信濃岩村田	在所→江戸	10日、並御通拙者罷出ル、美濃守様ゟハ御使者有之、御通方へ申遣候
	毛利讃岐守	長門清末		   i=i-
	松平飛騨守	加賀大聖寺	江戸→国元	22日、(下河辺)庄司右衛門罷出ル、並御通也
	松半豊後守	解释 馬 児 島		ے
	治田山城守	備削新田	江戸→在所	
5 <b>Д</b>	市 路	力	在界→江戸	3日、並倒通(下河辺)圧司石衛門総出ル15日、並倒通(下河辺)圧司石衛門総出ル
	据在 乐 冗 水 野 左 沂 冱 黙	を変える	在別→江戸	(下部河)
	松平丹波守	信濃松本	在所→江戸	₩.
6月	松平伊賀守	信濃上田	在所→江戸	
	榊原式部大輔	越後高田	江戸→在所	並御通ニて拙者罷出ル
	板倉伊予守	上野安中		
	牧野内膳正	信濃小諸		21日、三方様方とも御目通御取計二付、拙者罷出ル
	松平能登守	美濃岩村	江戸→在所	
7月	小笠原相模守	越前勝山	江戸→在所	
	酒井修理大夫	若狭小浜	江戸→在所	(下河辺)庄司右衛門御目通江罷出ル
	沙ド王周相	越甲副山	国兀→江尸	20日、並御通(下河辺)圧司石衛門罷出ル、倉ケ野御昼休有之、同心とも両宿例之通差出スコーニー かきもまたし
	- E   - E   S   S	1	ĺ	



※ →は中山道 □は問屋場が置かれた町 ○は番所の位置

(高崎市教育委員会文化財保護課作成「高崎城下町探訪-歴史と文化財-」に加筆)



倉賀野雁会『文献による倉賀野史・第三巻(宿場編)』(1987年)付図に加筆。